



秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の設置(五五二・市町村課)
- 大規模小売店舗の新設に関する届出(五五三・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(五五四・商工業振興課)
- 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(五五五・五五七・商工業振興課)
- 道路区域の変更(五五八・五六〇・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の変更(五六一・鹿角建設事務所)
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(平鹿総合農林事務所)
- 共同施行等土地改良事業の換地処分届出(雄勝総合農林事務所)
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

告示

秋田県告示第五百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡中仙町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺田典城

字名	設定区域
仙北郡中仙町豊川字新長楽寺	仙北郡中仙町北長野字手呂越観音堂 一六の二、一七の一、四八の一、四八の六、四八の七、四九、五〇の二
仙北郡中仙町豊川字長楽寺	仙北郡中仙町豊川字小深田 一、一七の二、一八から二〇まで、二一の一、二二の二、二三の一、二四から二六まで、二七の二、二八、二九の一、二九の二、三〇、三一、三二の二、三三の三、三三の四、三四の二、三五から四二まで、四三の二、四四の一、四四の三、四四の四、四五の一、四五の四、四六の一、四七の一、四八の一、五〇の一、五一、五二、五三の一から五三の三まで、五四の一から五四の三まで、五五の一、五五の二、五六から六五まで、六六の一、六六の二、六七の一から六七の三まで、六八の一、六八の二、六九、七〇の一から七〇の三まで、七一の一から七一の三まで、七

<p>二から七八まで、七九の一、七九の二、八〇の一、八〇の二、八一から八八まで、八九の一、八九の二、九〇の一、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九六の一、九七、九八の一、九九の一、一〇〇から一〇四まで、一〇五の一、一〇五の二、一〇六から一一八まで、一一九の一から一九の三まで、一二〇から一二六まで、一二七の一、一二七の二、一二八の一から一二八の三まで、一二九の一、一二九の四から二九の六まで、一三〇、一三一、一三二の一から一三三の三まで、一三三の二、一三三の三、一三四及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字上関 二の一、二の二、三の一、四の一、五の一、六の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一、二二から二六まで、二七の二、二八から四二まで、四五、五二から五四まで、五五の一、五五の二、五六、五七、五九の一、六〇の一、六一の一、六二の一、六二の二、六三の二、六四から六七まで、六八の一、七〇、七一、七二の一、七三の一、七三の二、七四から七六まで、七七の一、七八から八二まで、八三の一、八四の二、八五の三、八七の一、八八及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字谷地乙森 一一六から一二二まで、一三四、一七七の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字下八幡 七、一二、三八の地先の水路である国有地の一部</p>
---	---	---	---

<p>仙北郡中仙町豊川字嶋ノ越 三から七まで、一〇から一三まで、一四の三、一四の四、一八の二、一九、二一から二三まで、二七の一、二九の一、三三の二、三三の三、三三の四、三四の一から三四の三まで、三六の一から三六の四まで、三七から六一まで、六二の一から六二の三まで、六三から七四まで、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七の一、八七の二の一部、八七の四、八八、八九の一から八九の三まで、九〇の一から九〇の三まで、九一の一、九一の二、九一の四、九二の一から九二の三まで、九三の一から九三の三まで及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字後田 一から七まで、八の一、八の二、九から一九まで、三〇の一部、三一の一部、三四の一部、三五の一部、三六から四二まで、四三の一、四四の一、四五の三、四六の一、四七から五四まで、五五の一部、五七の一部及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字野田 一八七の一部、一八八の一部、一八九の二の一部、一九〇の一部及びこれらの区域に隣接介する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字白山堂 六の一、七、八の一、八の二、九から一七まで、一八の一、一九の二、二〇、二二の一、五九、六〇の一、六一の一、六二の二、六三の一、六四の一、七〇、七二の二、七三の一、七四から七六ま</p>
---	--	--	---

<p>野田 仙北郡中仙町豊川字新</p>	<p>で、七七の一の一部、七八、七九の一部、八二の一、八二の二の一部、八三、八五から九二まで、九三の二、一一五から一一八まで、一一九の一、二二〇の一、二二二の一、二二三、二二三の一、二二四の二、二二五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>
<p>仙北郡中仙町豊川字熊ノ堂</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字熊ノ堂 一〇から二二までの各一部、一三、一四の一部、一五、一六から一八までの各一部、一九から二四まで、二五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに三、六、九に隣接する水路である国有地の一部</p>
<p>仙北郡中仙町豊川字後田</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字後田 三〇の一部、三一の一部、三二、三三、三四の一部、三五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>
<p>仙北郡中仙町豊川字野田</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字野田 一八から二四まで、二六から二九まで、三〇の一、三〇の二、三一の二、三二から三五まで、三六の一、三六の二、三七から四二まで、四五から五一まで、五二の二、五三の一、五四、五五、五六の一、五七の一、五八から八五まで、八七から九六まで、一〇二から一九まで、二二〇の一、二二</p>

<p>〇の二、一一二から一三二まで、一三三の一、一三三の二、一三四から一四七まで、一四八の一、一四八の二、一四九から一七二まで、一七二の二、一七三の二、一七四から一七八まで、一七九の一、一八〇の二、一八二の二、一八三の二、一八四の二、一八五、一八六、一八七の一部、一八八の一部、一八九の二の一部、一九〇の一部、一九一から二二五まで、二二六の一、二二六の二、二二七から二七九まで、二八〇の一、二八〇の二、二八一から三三六まで、三三七の二、三三八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字清水ノ上 二、三の二、一七、一八、二五に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字久保 三四の一、三六の二、三八、四一、四二の二、四四に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字下八幡 五四の二</p>
--	---	--	------------------------------

秋田県告示第五百五十三号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
平成十四年八月二十日

一 届出事項の概要
秋田県知事 寺田典城

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎 本 昌 誉
東京都台東区上野七丁目十四番四号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンアクロスプラザ大館南
大館市銀釣字前田一番外
- (三) 小売業を行う者の氏名及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年四月三日
- (五) 店舗面積の合計
一万九十九平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
八百二台
- (七) 駐輪場の収容台数
二百六十六台
- (八) 荷さばき施設の面積
三百五十平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
百二十四・八立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時
株式会社ツル八
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時
株式会社サンワドー 外三者
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
株式会社大創産業
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
駐車場の自動車の出入口の数
五か所

- (三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 二 届出年月日
平成十四年八月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
場所
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 商工課
期間
(二) 平成十四年八月二十日から同年十二月二十日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(二) 意見の理由

秋田県告示第五百五十四号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
飯島ショッピングセンター
秋田市飯島字堀川二番外
(三) 変更する事項
(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- マックスバリュ東北株式会社
- ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
イ 変更後 二十四時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ア 変更前 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
イ 変更後 二十四時間
- (四) 変更の年月日
平成十四年八月三日
- (五) 変更する理由
消費者の利便性のため
- 二 届出年月日
平成十四年八月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十四年八月二十日から同年十二月二十日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見述べる理由

秋田県告示第五百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十四年八月二十日

一 届出事項の概要

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
谷地田 ヒ デ
- (二) 大館市片山町一丁目五番九号
大規模小売店舗の名称及び所在地
大館西ショッピングセンター
大館市根下戸新町二百十四番地一外
- (三) 変更しようとする事項
- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社
- ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時
イ 変更後 二十四時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで
イ 変更後 二十四時間
- (四) 変更する年月日
平成十四年八月三日
- 二 届出年月日
平成十四年八月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 商工課
- (二) 縦覧期間
平成十四年八月二十日から同年十二月二十日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見述べる理由

秋田県告示第五百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新仁賀保店

由利郡仁賀保町平沢字上町田十九の五外

変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 午後十時

イ 変更後 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

変更する年月日

平成十四年八月六日

二 届出年月日

平成十四年八月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

仁賀保町役場 産業課

(二) 縦覧期間

平成十四年八月二十日から同年十二月二十日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(二)(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大規模小売店舗の名称及び所在地

本荘東ショッピングセンター

本荘市出戸町東梵天二百五十七外

変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 変更後 二十四時間

変更する年月日

平成十四年八月六日

二 届出年月日

平成十四年八月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本荘市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

四 意見書の提出先
 平成十四年八月二十日から同年十二月二十日まで
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 意見を述べる者の氏名及び住所
 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 意見を述べる理由

秋田県告示第五百五十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
新	旧						
一般国道	百七号						
				平鹿郡平鹿町樽見内字堀田三八九番一地先から字新処三四四番地先まで		七・〇〇 一四・五〇	〇・五六〇
				"		二二・五〇 二二・〇〇	〇・五六〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年八月二十日から同年九月二日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百五十九号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
新	旧						
一般国道	百八号						
				由利郡烏海町下笹子字上屋敷六二番一から三〇番四まで		一三・〇〇 一六・〇〇	〇・〇六三
				"		一三・〇〇 三〇・〇〇	〇・〇六三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年八月二十日から同年九月二日まで

秋田県告示第五百六十号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	三百九十八号	湯沢市字下山谷一〇七番七地先から裏門三丁目四一番六地先まで	湯沢市字下山谷一〇七番七から裏門三丁目四一番六まで	六・五〇、一六・〇〇	〇・五〇一
			三百九十八号	湯沢市字下山谷一〇七番七から裏門三丁目四一番六まで		一〇・五〇、三二・〇〇	〇・五〇一

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年八月二十日から同年九月二日まで

秋田県告示第五百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり変更したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	旧新別		道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	変更年月日
	新	旧				
鹿角市花輪字倉前平七十三番地 有限会社たくみ不動産 代表取締役 服部 誠 一	新	旧	鹿角市花輪字鳥野六十八番四、三十二番九	六四・〇八メートル	六・〇メートル	平成十四年八月九日
			鹿角市花輪字鳥野六十八番四	三八・四七メートル	六・〇メートル	

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十四年八月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢プラザ
- 三 代表者の氏名
齋藤 誠 助
- 四 主たる事務所の所在地
湯沢市佐竹町二番五号

五 定款に記載された目的
 この法人は、地域住民のＩＴリテラシー啓蒙、及び、ＩＴ利活用の普及、研究に
 関する事業を行い、それによって、社会教育の推進、文化の振興、子供の健全育成
 を目指し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大館
 市麓西土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年八月十二日認可し
 たので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大
 森土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項
 の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一	退任理事の住所及び氏名		
	平鹿郡大森町字大森百八番地	上 田 隆	
	” ” 九十七番地	遠 藤 行 男	
	” ” 字中島三番地	上 田 晃	
	” ” 字本郷十八番地	佐 藤 忠 一 郎	
	” ” 字菅生田百一番地の一	佐 々 木 吉 之 助	
	” ” 字本郷六十二番地	佐 々 木 友 孝	
	” ” 上溝字上野百四番地の五	福 田 新 助	
	” ” 字昼川三十七番地	讚 岐 達 美	
	” ” 字末野十番地	菊 地 健 一	
	” ” 雄物川町矢神字矢神十三番地	小 野 佐 左 衛 門	
	” ” 今宿字郷十一番地	遠 藤 勝 典	
二	就任理事の住所及び氏名		
	平鹿郡大森町字大森百八番地	上 田 隆	
	” ” 字西野二百六十七番地	高 橋 柳 作	
	” ” 字中島三番地	上 田 晃	
	” ” 字本郷十八番地	佐 藤 忠 一 郎	
	” ” 字菅生田百一番地の一	佐 々 木 吉 之 助	
	” ” 字本郷六十二番地	佐 々 木 友 孝	

平鹿郡大森町上溝字上野百四番地の五

” ” 字昼川三十七番地

” ” 字坂ノ下一番地

” ” 雄物川町矢神字矢神十三番地

” ” 今宿字郷十四番地

三 退任監事の住所及び氏名

平鹿郡大森町湯ノ島三百六十九番地の一

” ” 上溝字上野九十二番地の一

” ” 雄物川町矢神字鶴が沢三番地

四 就任監事の住所及び氏名

平鹿郡大森町湯ノ島三百六十九番地の一

” ” 上溝字上野九十二番地の一

” ” 雄物川町矢神字矢神一番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第
 五十四条第三項の規定により、雄勝郡雄勝町下院内字小白岩二百四十六番地菊地正二
 郎ほか三十三人から平成十四年八月九日土地改良事業（小白岩地区非補助ほ場整備事
 業）に係る換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する
 同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
 和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
 パーソナルコンピュータ 七十台
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
 納入期限
 平成十四年十月三十一日（木）
- (四) 納入場所
 県が指定する場所

福 田 新 助

讚 岐 達 美

佐 々 木 国 雄

小 野 佐 左 衛 門

遠 藤 和 夫

藤 井 一 夫

佐 々 木 義 広

鈴 木 重 雄

藤 井 一 夫

佐 々 木 義 広

佐 藤 一 夫

- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月二十日(火)から同年九月十二日(木)までの期間、随時交付する。

- (三) 入札及び開札の日時及び場所
平成十四年九月十九日(木) 午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成十四年九月十九日(木) 午後一時二十五分 (一)に掲げる場所
- (五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならぬ。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十四年九月十三日(金)午後三時までに(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者

(3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

- (三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

- (五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (七)(六) 契約書作成の要否 要
- その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 70 units
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 19 September, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
印刷者 株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄

購読料金 一月三千五百円

